

一 本者として、この者の者は、その順序に従い、同居の親族
 の申請その他の行為をなさなければならぬ。
 二 同居の親族
 三 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理者

一 本者として、この者の者は、その順序に従い、同居の親族
 の申請その他の行為をなさなければならぬ。
 二 同居の親族
 三 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理者

第十五條 削除

第十六條 令第十六條各号の一に該当すると認めらるるためには、証

第十七條 令第十六條第一項の規定により外国人に退去を強制す

るときは、出入国管理庁長官は、その者の現在地を管轄する入国審査官に訓

令するものとする。その者の現在地を管轄する入国審査官に訓

令するものとする。その者の現在地を管轄する入国審査官に訓

令するものとする。その者の現在地を管轄する入国審査官に訓

令するものとする。その者の現在地を管轄する入国審査官に訓

令するものとする。その者の現在地を管轄する入国審査官に訓

令するものとする。その者の現在地を管轄する入国審査官に訓

令するものとする。その者の現在地を管轄する入国審査官に訓

令するものとする。その者の現在地を管轄する入国審査官に訓

令するものとする。その者の現在地を管轄する入国審査官に訓

令するものとする。その者の現在地を管轄する入国審査官に訓

令するものとする。その者の現在地を管轄する入国審査官に訓

令するものとする。その者の現在地を管轄する入国審査官に訓

令するものとする。その者の現在地を管轄する入国審査官に訓

九 鹿兒島県大島支庁管内（十島村の内竹島、黒島、硫黄島を
 十 除く。）
 一 昭和三十四年法務府令第九十七号（
 二 従前の府令は昭和二十五年一月十六日
 三 規定以下新規定と異なる外、人登録簿は、
 四 但し、この府令施行後、滞なく新規定によつて改製しな
 五 ば、外、人登録令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第三
 六 百八十一号以下）は、別記の様式に附則第二項に規定する登録証
 七 明の交付申請書には、令施行前に交付された登録証明書（以下
 八 旧登録証明書）を添付し、且つ、その理由を記載した
 九 書面を添付する旨を申請書に記載し、これを添付するものとす
 一〇 る。第二項及び第三項の規定は、令府則第二項の規定によ
 一一 る。昭和二十五年七月二十一日法務府令第八十三号（
 一二 附則第一項の交付に準用する。

九 鹿兒島県大島支庁管内（十島村の内竹島、黒島、硫黄島を
 十 除く。）

一 昭和三十四年法務府令第九十七号（
 二 従前の府令は昭和二十五年一月十六日
 三 規定以下新規定と異なる外、人登録簿は、
 四 但し、この府令施行後、滞なく新規定によつて改製しな
 五 ば、外、人登録令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第三
 六 百八十一号以下）は、別記の様式に附則第二項に規定する登録証
 七 明の交付申請書には、令施行前に交付された登録証明書（以下
 八 旧登録証明書）を添付し、且つ、その理由を記載した
 九 書面を添付する旨を申請書に記載し、これを添付するものとす
 一〇 る。第二項及び第三項の規定は、令府則第二項の規定によ
 一一 る。昭和二十五年七月二十一日法務府令第八十三号（
 一二 附則第一項の交付に準用する。

附則
 昭和三十五年九月三十日
 外務省令第十二号
 この省令は、昭和二十五年十月一日から施行する。第二十条の適用については、
 第八号様式及び別記第九号様式の改正規定の適用については、
 出入国管理庁設置令（昭和二十五年政令第二百九十五号）附則
 第三項の規定に依りて別に發令で定める日まで「出入国管理
 長官」とあるのは「外務大臣」と「出入国管理長」とあるのは「
 都道府県知事」とそれぞれ読み替えるものとする。

昭和三十五年九月三十日
 外務省令第十二号
 この省令は、昭和二十五年十月一日から施行する。第二十条の適用については、
 第八号様式及び別記第九号様式の改正規定の適用については、
 出入国管理庁設置令（昭和二十五年政令第二百九十五号）附則
 第三項の規定に依りて別に發令で定める日まで「出入国管理
 長官」とあるのは「外務大臣」と「出入国管理長」とあるのは「
 都道府県知事」とそれぞれ読み替えるものとする。

登録申請書

(APPLICATION FOR REGISTRATION)

市区町村 殿

TO MAYOR HEAD OF WARD-TOWN AND VILLAGE

登録証の
明書の
番号
受
付

氏名及性別 (NAME, SEX)	
生年月日 (DATE OF BIRTH)	年 月 日
国籍 (NATIONALITY)	
出生地 (PLACE OF BIRTH)	
職業 (OCCUPATION)	
入国年月日 (DATE OF ENTRY)	年 月 日
上陸地 (LANDING PLACE)	
旅券番号 (PASSPORT NUMBER)	
旅券発給年月日 (DATE OF PASSPORT ISSUE)	年 月 日
渡来目的 (OBJECT OF VISIT)	
入国許可年月日 (DATE OF ENTRY PERMISSION)	年 月 日
居住場所 (ADDRESS)	
世帯主の氏名 (NAME OF HOUSEHOLDER)	
世帯主との続柄 (FAMILY RELATIONSHIP WITH HOUSE HOLDER)	
上記の通り登録を申請する (HERE BY APPLY FOR REGISTRATION)	
昭和 年 月 日 (DATE)	申請人 (APPLICANT)
	(SIGNATURE OR SEAL)

Vertical text on the right page, likely a stamp or official record, mostly illegible due to image quality.

